

健康づくり課からのお知らせ

●高齢者肺炎球菌予防接種は お済みですか？

対象者には、令和4年4月に個別通知をしています。希望する人は3月31日(金)までに接種してください。接種期限を過ぎると、費用助成をすることができなくなりますので、ご注意ください。

対象者／令和4年度中に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる人(今までに一度も高齢者肺炎球菌予防接種(23価)を受けていない人)

接種期限／3月31日(金)まで
接種料金／4,260円(自己負担)

※生活保護世帯に属する人は、自己負担が免除になります。接種前に健康づくり課で申請が必要です。



【予防接種の種類】
○麻しん風しん混合2期
対象／平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれ(年長児)
○二種混合(ジフテリア・破傷風)
対象／平成22年4月2日～平成23年4月1日生まれ(小学6年)

※対象者には、令和4年4月に個別通知をしています。

次の人は、事前に手続きが必要です。
・予防接種予診票(無料接種券)を紛失した人
・転入などで、予診票を持っていない人(保護者(父か母)が母子健康手帳を持って、健康づくり課で手続きをしてください。)

●こども予防接種は お済みですか？

保護者の皆さん、お子さんの予防接種はお済みですか。母子健康手帳の接種記録をもう一度確認し、3月31日(金)までに接種を完了してください。

●2歳6カ月児・3歳6カ月児へのフッ素の塗布について

市では1歳6カ月児健診から3歳児健診まで、半年に一度フッ素塗布を行っています。コロナ禍では一部事業内容を縮小していましたが、4月より、これまでの2歳6カ月児に加え、3歳6カ月児のお子さんも対象に、葦山福祉・保健センターでのフッ素塗布を実施します。

対象となるお子さんには、実施月の1カ月ほど前に、案内を送付します。いつでも自分の歯でおいしく食べ、笑ったり楽しくお話ししたりするために、口の健康を保ちましょう。

○フッ素の効果

(日本口腔衛生学会より)

- ①歯を強くします
歯の表面からフッ素が取り込まれ、抵抗力の強い歯が作られます。
- ②むし歯の進行を抑えます
初期のむし歯は再石灰化して元に戻ることがあります。フッ素はこの働きを盛んにします。また、むし歯菌の活動を抑制する働きがあります。

- ③生えて間もない歯ほどよく効きます
永久歯は5～12歳にかけて顔を出します。生え始めた歯は徐々に強い歯になっていきます。生え始めの1～2年はむし歯になりやすいですが、フッ素を取り込みやすい時期でもあるので、15歳ごろまで続けることがフッ素の効果を高めます。
- ④フッ素は安全です
フッ素は、歯の健康のために必要なものであり、歯が作られて始めてから一生を通じて効果を発揮します。歯科保健計画に基づいて応用されるフッ素は安全です。フッ素の応用は国際的に広く勧められています。

むし歯が少ないまち 伊豆の国市
伊豆の国市は、子どものむし歯が少ないまちとして注目されています。その秘密は、1歳6カ月児から3歳までのフッ素塗布と、年中から小・中学校でのフッ素洗口の効果にあると言われています。



ごみの分け方・出し方

第37回

～発泡スチロールトレイの分別～

市では、リサイクルのため発泡スチロールトレイとプラスチック容器包装を分けて出すことになっています。『かみの日』に発泡スチロールトレイを出すときは次のことに注意してください。

●発泡スチロールトレイとは？

市で回収している発泡スチロールトレイは、皿状の発泡素材製のもので、惣菜・野菜・果実・肉・魚などに使用されています(色付きも可)。パリッと割れて、つまようじで簡単に刺さることが発泡スチロールトレイの特徴です。トレイによっては下の識別マークが表示されているものもあります。

なお、必ず洗って乾かしてから出してください。



●間違えやすい発泡スチロールトレイとは？

次の容器はプラスチック容器包装になりませんので『プラスチック容器の日』に出してください。なお、これらも必ず

ず洗って乾かしてから出してください。

○上縁に糊がついたもの

例：納豆の容器・カップ麺容器

○容器にコーティングが施されているもの

例：厚いフィルム状の

弁当容器・即席麺

容器・うどんや牛丼な

どのボウル状の容器

例：魚箱・クッション材



●なぜ発泡スチロールトレイを分別して出すの？

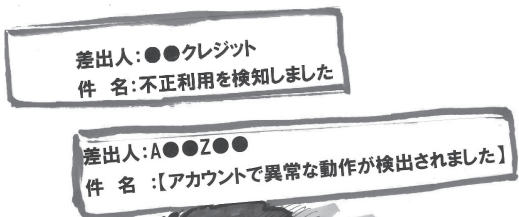
回収された発泡スチロールトレイは、長岡清掃センターで選別作業を行い、トレイ専用の再生・製造工場へ運搬されます。発泡スチロールを分別することで、トレイは何度でも生まれ変わります。限りある資源を有効に利用するため、ごみの分別にご理解とご協力をお願いします。

●廃棄物対策課

☎0558(76)8001

「大手通販サイトなどを装う偽メールにご注意を！」

あなたも狙われるかも！悪質商法にご用心 138



©Shigeki Yamada

(文と絵) 司法書士 山田茂樹

大手通販サイト、クレジットカード会社を装う偽メールや、宅配業者を装うショートメッセージ(SMS)が送信されています。このようなメールを受信した際には、すぐに対応せず、送信されてきたメッセージを検索サイトで調べてみたり、通販業者のサイトなどで確認する、消費者センターに連絡するなど慎重な対応をとることが重要です。

【消費生活相談】

伊豆の国市役所伊豆長岡庁舎
相談日：毎週月～金曜日、9時～16時
(12時～13時、年末年始・祝日は除く)
※相談員による相談は月・水・金曜日
☎伊豆の国市消費生活センター ☎055-948-2901

伊豆市役所(伊豆市小立野)
相談日：毎週火～木曜日、8時30分～17時15分
(12時～13時、年末年始・祝日は除く)
☎伊豆市消費生活センター ☎0558-72-9858